

真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金公募型プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真狩村が交付する真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金の相手方の選定にあたり、提案を求め、その内容の優れた者を交付対象者とする方式（以下「プロポーザル方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 プロポーザル方式の対象となる事業の内容は、真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金交付要綱第3条に定める住宅の新築又は建て替えとする。

(参加資格等)

第3条 プロポーザル方式による提案に参加しようとするもの（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申し立て又は、通告がなされていないこと。
- (2) 破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定による破産申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第17条の規定による会社更正手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- (5) 真狩村競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成12年6月1日制定）に基づき、指名停止の処置を受けていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき事務所の閉鎖処分を受けていないこと。
- (7) 委員会の委員又は委員と資本若しくは人事面において、次に掲げるア又はイに該当しないこと。
ア 委員が役員（公益法人の場合にあつては理事である場合を含む。）又は職員である者。
イ 委員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
- (8) 国税、道税、市町村税を滞納していないこと。

(委員会の設置)

第4条 村長は、プロポーザル方式による交付対象者の特定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副村長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、企画情報課長、住民課長及び建設課長をもって充てる。

(委員会の所掌事務等)

第5条 委員会は、提案の採否の審査を行うものとする。

- 2 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会の事務局は、企画情報課企画情報係において行う。

(要件等の決定)

第6条 プロポーザル方式の実施にあたり、委員会は、次に掲げる事項を決定するものとする。

- (1) 提案書を採用するための評価基準の決定に関する事項
- (2) 提案書提出者の選定事項
- (3) 提案書の採用事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(提案の採否の決定)

第10条 委員会は、委員長が必要と認める場合はヒアリングを行った上で、提案書及びヒアリング内容について別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定による審査の結果を村長に報告するものとし、村長は、採用した提案書を提出した者に対して、採用した旨の通知を行うものとする。

(不採用通知)

第11条 村長は、提案書提出者のうち提案書を採用しなかった者に対して、評価結果を通知するものとする。

2 前項の通知は、前条第2項の通知と同時に行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。